

当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正・かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを適切に実践し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応を図ることにより、当社、投資家、ひいては経済全体の発展にも貢献することを目指す。

## 第1章 総則

### 第1条 (コーポレートガバナンスに関する基本方針)

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は次に掲げるとおりとする。

- (1) 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保する。
- (2) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (3) 当社の財務情報や非財務情報について、適時・適切に主体的に開示を行い、透明性を確保する。
- (4) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図る。
- (5) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行う。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### 第2条 (株主の権利の確保)

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うとともに、少数株主の権利についても十分に配慮を行う。また、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、その理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話に活用する。

### 第3条 (株主総会における権利行使)

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報について、必要に応じて適確に提供するように努める。

### 第4条 (資本政策の基本方針)

当社は、総合物流会社として、将来にわたる地域の発展性、立地条件、採算等を十分研究調査のうえ拠点施策を展開しており、また用地取得から倉庫建築、稼働まで数

年を要すること等から、中長期的な視点にもとづいた経営への取組みにより、企業価値の向上・株主共同の利益の向上が確保されるものと確信している。さらに、災害復旧時等における公共的使命の高い事業の性格から通常の活動はもとより被災地への生活物資の供給・搬送等への備えを通じ、地域における密接な信頼関係の構築と期待に応えていく社会的責任がある。

これらの事業の性格から、持続的な成長と中長期的な事業基盤の拡充のため安全・安定的な財務基盤の構築を図ることを基本とし、また、株主利益を重視した配分を基本方針とする。

この方針のもと、配当については純資産配当率1%程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて各期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施する。

なお、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに株主に十分な説明を行う。

#### 第5条 （政策保有株式の保有方針）

当社は、倉庫業を核とする総合物流事業を展開し、その持続的な成長と中長期的な事業基盤拡充のため、政策保有株式として株式を保有する場合がある。取締役会は、すべての政策保有株式について、政策目的に対する定性的な評価や資本コストによる定量的な評価等にもとづいて、個別に政策保有の狙いや経済合理性等についての具体的な検証を行い、保有の相当性について判断を行う。その結果、保有の合理性が乏しいと判断する場合は、株式市場の動向やその他の事情を勘案して適切な時機に売却する。

#### 第6条 （政策保有株式の議決権の行使）

政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準として、投資先企業の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断する。さらに、必要に応じて投資先企業と議案の内容等について対話を行ったうえで議決権を行使し、その対話の内容や議決権の行使結果等について取締役会は報告を受ける。

#### 第7条 （買収防衛策）

当社は、特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、当該株主に対して衡平の理念に反し相当性を欠くものでない限り、最終的には株主の判断において対抗措置を行うことができるほ

か、一定のルールを遵守しない場合等においては取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずる等買収防衛策を導入することは相当と考える。そのため、買収防衛策の導入・運用については、その必要性・合理性を検証し適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

#### 第8条 （株主の利益を害する可能性のある資本政策）

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないように、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保のうえ株主に十分な説明を行う。

#### 第9条 （関連当事者間の取引等）

当社が役員との間で法令に定める競業取引または利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認を得ることとし、また、当該取引を実施した場合には、法令等の定めるところにより適宜適切に開示する。また、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、重要事実の管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定め厳格な運用を行う。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

#### 第10条 （経営理念・行動規範）

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念にもとづき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともにステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動の倫理として、企業行動規範を定めその趣旨・精神を尊重する企業文化・風土の育成と醸成に努める。

#### 第11条 （サステナビリティ）

当社は、環境に配慮したグリーン経営（国土交通省傘下のエコロジー・モビリティ財団認証）を通じて、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る諸課題への対応について、重要なリスク管理の一部であると認識し、積極的・能動的に取り組むよう努める。

#### 第12条 （多様性の確保）

当社は、経営の戦略策定・執行・管理を行うに当たり、社内外役員が多様な経験や知識、高い専門性および見識を活用し多面的な角度からリスクを評価し運用を行い、当社を取り巻く事業環境や当社グループの強み・課題に対する理解を深めることに努める。また、女性にとって働きやすい環境の整備に努め、活躍を促進できる場の提供に努める。

#### 第 13 条 (内部通報)

当社は、当社およびその子会社の取締役および使用人が会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。また、報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。また、当社は、適法かつ公正な事業運営に資することを目的として、公益通報取扱規程を制定し、公益通報に関する必要な事項を定め、公益通報者の保護を図り、従業員の規範意識を高める。

#### 第 14 条 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、年金資産の運用状況に対する定期的なモニタリング等の適切な運用環境を整備する。

### 第 4 章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 第 15 条 (情報開示の充実)

当社は、法令にもとづく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営理念や中長期経営ビジョン、中期経営計画を策定し開示するとともに、コーポレートガバナンス・ガイドラインを開示し、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を発信するとともに、経営陣幹部の選解任および取締役・監査役の選任ならびに報酬を決定するに当たっての方針と手続き、また個々の経営陣幹部の選解任・指名および取締役・監査役の選任・指名の理由等について情報発信を行う。

#### 第 16 条 (外部会計監査人)

監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定を行うとともに、外部会計監査人に求められる独立性と専門性の確認を行う。また、取締役会と監査役会は、外部会計監査人が高品質な監査を可能とするための十分な監査時間の確保に努める。さらに、外部会計監査人と経営陣幹部との面談を確保するほか、監査役会、社外取締役、内部監査部門との十分な連携を確保する。外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合等において、必要に応じて社内または社外の調査委員会を設置するなど、適切な対応に向けて体制を確立する。

### 第 5 章 取締役会等の責務

#### 第 17 条 (戦略的な方向付け)

取締役会は、経営理念「誠実」「進歩」「挑戦」の経営理念およびコーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、中長期経営ビジョンを策定し、それにもとづく中期経営計画を策定するとともに、中期経営計画の達成に向けたアクションプランを策定し中期経営計画の進捗を管理する。また、取締役会から経営陣への委任については、重要性の度合いに応じて取締役会、常務会、協議書等により具体的な付議・報告基準を定め、意思決定を行う。なお、最高経営責任者等の後継者の計画については、経営陣幹部等の経験や見識等を踏まえ、代表取締役が個別候補者を選任し、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会での審議を踏まえ取締役会で最終的に審議する。また、コーポレートガバナンス委員会は、最高経営者選解任基準を定めるとともに、その基準に合致した人材の育成に向けた取組みについて最高経営責任者から報告を受ける。

#### 第 18 条 （経営陣の報酬等）

役員報酬は、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬で構成される。取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において取締役会において決定する。監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会の協議において決定する。また、報酬等の在り方、体系の適切性等については、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会において報酬基準に基づき審議され、その結果を尊重し代表取締役が取締役に提議し、取締役会において審議され決定される。また、役員持株会を設置し社外取締役を除く取締役は全員加入することとし、在任期間中は退会せず、また保有株式を売却しないこととする。

#### 第 19 条 （業績評価とリスク管理）

取締役会は、中期経営計画および毎年の業績計画の達成度について、アクションプラン等の公正かつ透明性が高く実効性のある仕組みを活用して監督・検証することにより、経営陣・取締役の役割・責務の遂行を適切に評価する。また、取締役会は適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制システムやリスク管理体制の構築を行い、その運用が有効に行われているか否かの監督を行う。

#### 第 20 条 （監査役および監査役会の役割・責務）

監査役および監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や

監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすに当たって、独立性と情報収集力とを有機的に組み合わせて客観的な立場において適切な判断を行うとともに社外取締役との連携を確保する。

#### 第 21 条 （取締役・監査役の受託者責任）

取締役・監査役および経営陣は株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動し企業価値の向上に努める。

#### 第 22 条 （経営の監督と執行）

当社は、業務の執行には携わらない監査役で構成される監査役会制度を採用し、また社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保する。

#### 第 23 条 （独立社外取締役等の役割・責務）

当社は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成されるコーポレートガバナンス委員会を設置し、また、独立役員として金融商品取引所に届け出ている社外取締役および社外監査役に対して以下の責務が果たされることを期待する。

- ① 経営の方針や経営改善について、自らの知見にもとづき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
- ② 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- ③ 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- ④ 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

#### 第 24 条 （独立社外取締役の有効な活用）

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を 2 名以上選任する。また、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成されるコーポレートガバナンス委員会を設置し、その委員長には社外取締役が互選で就任し、定期的な会合を行い客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、当社コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議する。

#### 第 25 条 （独立社外役員の独立性判断基準）

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外役員となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を取締役会において定め、その内容は別紙1のとおりである。

#### 第26条 (任意の仕組みの活用)

当社は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成されるコーポレートガバナンス委員会を代表取締役の諮問機関として、当社組織規程にもとづき設置する。また、同委員会の委員長は社外取締役の互選で選任する。同委員会はコーポレートガバナンスに係る重要事項を審議し、同委員会で審議された結果を代表取締役は尊重し、必要に応じて適宜取締役会に提議するものとする。

#### 第27条 (取締役会・監査役会の実効性確保)

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験にもとづく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを基準として行う。なお、社外役員候補者の選任は、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを基準として行う。

取締役候補者の選任は、代表取締役が選任案をコーポレートガバナンス委員会に提議し選任基準に基づき審議され、その結果を尊重し代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議され決定される。また、監査役候補者の選任は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上とする選任案を代表取締役が監査役会の同意を得て取締役会に提議し、取締役会において審議され決定される。

取締役会は、その実効性を確保するため10名以内の構成とする。

また、コーポレートガバナンス委員会において、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価方法の確立と実践を行い、その機能の向上を図る。

#### 第28条 (取締役会の審議の活性化)

当社は、取締役会の運営に関しその審議の活性化を図るため、取締役会の資料が会日に十分先立って配布されるようにする。また、必要に応じて十分な情報が提供されるようにするとともに、年間の取締役会開催日程や予想される審議事項について予め提示する。

#### 第29条 (取締役・監査役の情報入手)

当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要

とされる情報提供を取締役・監査役に行うとともに、監査役の法令にもとづく調査権限の行使に対し適切に対応する。また、取締役・監査役が必要とする場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。さらに、内部監査部門や社外取締役、社外監査役との連携確保に努める。

#### 第30条 (取締役・監査役のトレーニング)

当社は、取締役・監査役のトレーニングについて、就任時および就任後に必要とされる知識、情報を社外役員・社内役員・役員共通の区分にもとづき適宜役員研修を実施する。また、外部研修等を活用する場合は当社の費用負担とする。

### 第6章 株主との対話

#### 第31条 (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で前向きに株主との対話を行う。また、対話を補助する社内各部門との連携を行い、建設的な対話を実現するよう目配りを行う経営陣幹部を指定する。また、個別面談以外の投資家説明会を適宜実施する等 IR 活動を積極的に行うとともに、対話により把握された株主意見等を経営陣幹部やコーポレートガバナンス委員会および取締役会に報告し、適切に必要な対応を行う。

#### 第32条 (経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は経営計画の策定や公表に当たり、収益計画や資本政策の基本的な方針を示し、また収益力や資本効率等に関する目標を提示するとともに、経営資源の配分等を掲げた内容を株主に分かりやすく説明を行うようにする。

### 附則

第1条 本ガイドラインの改定は、取締役会の決議による。

第2条 本ガイドラインは、平成27年11月9日から施行する。

本ガイドラインは、平成29年6月29日より改定実施する。

本ガイドラインは、平成30年12月25日より改定実施する。



### 独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。

- ① 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ② 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④ 当社の大株主またはその業務執行者
- ⑤ 最近 3 年間に於いて①から④のいずれかに該当していた者
- ⑥ 次の a から c までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
  - a. ①から⑤までに掲げる者
  - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
  - c. 最近 3 年間に於いて、b または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

(注)

- ① 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の 2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ② 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の 2%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の 2%以上となる者をいう。
- ③ 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去 3 年間の平均で年間 10 百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
- ④ 「大株主」とは、総議決権の 10%以上を保有する株主をいう。

以上